

様式4(第2条関係)

納 付 (納 入) 催 告 書							
						浜 第 号	
						年 月 日	
<p>第2次納税義務者又は保証人</p> <p>住所又は所在地</p> <p>氏名又は名称 様</p> <p style="text-align: right;">浜松市長 印</p> <p>次の金額については、 年 月 日付け浜 第 号納付(納入)通知書により告知しましたが、まだ納付(納入)がありませんので至急納めてください。</p> <p>なお、この催告書を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けなければならないこととなります。</p>							
納 税 者 又 は	住 所 又 は						
特別徴収義務者	所 在 地						
	氏 名 又 は						
	名 称						
滞納金額(あなたが第2次納税義務者又は保証人として納めるべき金額)							
年度	税 目	通知書番号	期別	納 期 限	税 額	延 滞 金	備 考
<p>延滞金は、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、次の割合を乗じて計算した金額です。</p> <p>納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間について、年14.6パーセント</p> <p>(平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、令和3年1月1日以後の期間については各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合)</p> <p>納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント</p> <p>(平成25年12月31日以前の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日の日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、</p> <p>平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合、令和3年1月1日以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合))</p> <p>この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>							
<p>注 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示を記載する。</p>							